

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

26 年 5 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂日夏店 彦根市日夏町字堀ミノ 3703-1
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 彦根市宅地開発等指導要綱の規定に基づき、中高層建築物に該当する場合は、建築確認申請の前に中高層建築物等事前協議を行うこと。
 - (2) 本計画地は、彦根市景観計画の市街地景観ゾーン内である。届出対象の規模になる場合は、建築確認申請の前に届出を行うこと。
 - (3) 屋外広告物について、敷地内で総面積 10 m²を超える場合および敷地外で設置される場合は、滋賀県屋外広告物条例の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 5 月 9 日から平成 26 年 6 月 9 日まで